

「認定事務（扶養・児童）について」

講師：藤沢市立長後小学校 主任事務主事 渡辺 卓夫 氏

はじめに、諸手当の認定事務に関する基本的な心構えについてお話がありました。心構えとして必要なのは「迅速さ、的確さ、誠実な処理をすること」更には、「思い込まず、認定したままにせず、プライバシーに配慮すること」とのことでした。これは渡辺氏が初任者の頃に当時の初任者研修で教わったことだそうです。

次に、諸手当の認定を法的根拠と絡めたお話がありました。渡辺氏曰く諸手当の認定の場合一番大事なことは法的根拠で、扶養手当を例に挙げると、「学校職員の給与等に関する条例第 8 条及び 9 条」「学校職員の扶養手当の支給に関する規則及び規則の運用」「扶養手当の取扱い手続きについて」「その他改正があった場合に来る通知文書」が法的根拠となっており、これら



を全て保管し、かつ網羅して手続きを取らなければならないとのことでした。しかしながらこのようなことは難しい面もあり、それを補填するために「教職員給与事務の手引」や「諸手当認定事務の手引」があるということもお話しされていました。そのため、手引等は常に最新の状態にすること、条例改正や運用改正が行われても知りたいことがすぐに分かるよう書類の保存をし、手引等の差し替えがあっても手当の戻入等があるため古いものも 5 年間は保存することが重要であり、これも認定事務の一部であるとのことでした。

続いて扶養手当についてのお話がありました。扶養手当の認定の際には、①扶養親族の範囲、②所得限度、③主たる扶養者、という 3 つのポイントがあり、各ポイントについて説明がありました。まず①扶養親族の範囲について、図を用いて解説がありました。特に配偶者の子や孫、配偶者の父母のような職員本人とは血縁関係がない姻族については血族とは違い、扶養親族の範囲内であっても認定できない場合があるため注意が必要とのことでした。続いて②所得限度額について解説がありました。原則として、扶養される者の所得の合計額は年額 130 万円程度かつ月々に換算した結果平均 108,333 円以下という上限があり、これを満たしていれば認定可能となっていますが、例えば月々の給料は 108,333 円以下であるが、ボーナス等で 130 万円を超えてしまい認定できない場合等の様々なケースがあるため、扶養される者の所得の状況についてはしつ

かり確認することが大切とのことでした。最後に③主たる扶養者について解説がありました。扶養義務者が複数いる場合、通常は収入の多い者が主たる扶養者になりますが、家庭の状況等で一概にそうとは言えないため、誰が被扶養者の生計を維持しているのかは必ず確認が必要とのことでした。

続いて、扶養手当について監査等でよくある指摘事項についてお話がありました。具体的には、「支給開始や取り消しの時期が誤っている」「事業所得のある配偶者について所得証明書のみで確認していた」「雇用保険の基本手当を受給中の配偶者を認定していた」などがあるそうです。これは、冒頭にもある通り迅速で的確で誠実な処理をしていれば、このような指摘も少なくなるだろうと渡辺氏は考えているとのことでした。

扶養手当についての説明の後、児童手当についてのお話がありました。はじめに児童手当に関する年間の流れについて触れた後、その流れの中で行う事務処理について説明がありました。認定の時期や支給日、所得の要件等の基本的なことや、注意すべきポイントが整理された解説はどれも参考になるものばかりでした。現況届についての解説では、提出が遅れた場合でも手当自体は消滅せず、現況届を提出するまで支給を停止するということが正しい解釈であるというお話がありました。また、この年間の流れ自体は県の条例ではなく児童手当法で決まっており、児童手当は社会保障的な意味合いが強く、全体で支えあう制度のため勝手な解釈をして事務処理をしてはいけないとのことでした。

続いて扶養手当と同様、監査等でよくある指摘事項についてお話がありました。具体的には、「子ども手当のときの書類が添付されていなかった」「現況届で認定したことにする」「配偶者の所得の方が明らかに高いものがあつた」などがあるそうです。こちらについても迅速で的確で誠実な処理を心掛けることが大切とのことでした。研修の最後には神事研の給与事務等研究委員会が作成した「ライフプラン『とある職員の一生』」という参考資料について渡辺氏より紹介があり、研修が締めくくられました。

研修の最初に立ち返るとやはり、迅速で的確で誠実な処理が誤りの少ない認定や職員からの信頼にもつながるのだと感じました。私自身も心掛けながら今後認定事務を行う際に活かしていこうと思います。

(担当：水野)